

## 子どもの人権守ります

子どもの人権オンブズパーソン（公的第三者機関）の年次活動報告を公表します。報告書は、市役所5階の子どもの人権オンブズパーソン事務局と2階の市政情報コーナーで閲覧できます。詳しくは同事務局へ。

前年は、「家庭生活・家族関係」や「不登校」、「学校・保育所などの対応」について165人から831回の相談がありました。

**ひとりで悩まないで!!一困ったときはオンブズに相談**  
 オンブズパーソンと調査相談専門員が、友達や先生、家族との関係など問題解決に向けて一緒に考えていきます。ひとりで悩まないで、気軽に相談してください。相談は、平日の午前10時～午後6時に、子どもの人権オンブズフリーダイヤル☎0120(197)505へ。

問い合わせ  
**子どもの人権オンブズパーソン事務局 ☎(740)1235**

## 児童手当を6月10日に振り込みます

問い合わせ 子育て課 ☎(740)1179

6月10日(水)に児童手当（2～5月分）を振り込みます（支払通知書は発送しません）。同手当の受給者に現況届を送付します。6月30日(火)までに必要事項を書き必要書類を添えて、郵送または持参で市役所3階の子ども支援課へ。

## 令和2年8月1日以降も必要な限度額適用認定証を更新します

問い合わせ 国民健康保険課 ☎(740)2006

国民健康保険の加入者で、令和2年7月31日(金)までの有効期限の「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っている人に更新の案内を送付します。

8月1日以降も引き続き必要な場合は、更新の手続きをしてください。ただし、国民健康保険税に滞納がある場合や、令和元年中の所得が未申告の人には送付しません。

## 外国人などへの特別給付金を支給

問い合わせ 障害福祉課 ☎(740)1178  
 地域福祉課 ☎(740)1174

「外国人等障害者特別給付金」と「外国人等高齢者特別給付金」を支給しています。すでに受給している人には、再申請書を送付しています。

受給の条件など、詳しくは市外国人等障害者特別給付金は市役所1階の障害福祉課、市外国人等高齢者特別給付金は同1階の地域福祉課へ。

## 公営霊園の使用者を募集

問い合わせ (一財)市都市整備公社 ☎(740)1219

(一財)市都市整備公社が、公営霊園（2平方メートル墓所20区画と3平方メートル墓所50区画）の使用者を募集します。

市内に3カ月以上住民登録をしているか、市内事業所に6カ月以上勤務している人で申し込み後、3年以内に墓石などの設備ができる人（同霊園の使用者は不可）▷ 永代使用料は2平方メートル墓所53万8,000円。3平方メートル墓所80万7,000円。管理料は2平方メートル墓所5,280円。3平方メートル墓所7,920円。▷ 6月10日(水)から市役所5階の同公社と各行政センターなどに備え付ける申込案内書内の申請書（市ホームページにも掲載予定）に必要な事項を書いて同公社へ。希望が重なった場合は抽選します

【公営霊園無料送迎バス】

公営霊園送迎バス（お盆、秋彼岸、年末および春彼岸）の運行方法を8月から変更します。新たな運行方法は、広報誌や市ホームページで公表する他、使用者には事前に郵送で案内します。

## 納税が困難な人への減免制度

問い合わせ 市民税課 ☎(740)1132

天災・失業などで収入が減り、市・県民税の納税が困難な人は、申請すると減免が認められることがあります。申請期限は6月23日(火)まで。

申請書などの必要書類については市民税課にお問い合わせください。

## 市・県民税納税通知書を送付

問い合わせ 市民税課 ☎(740)1132

市・県民税の納税決定通知書を6月10日(水)に発送。65歳以上の人の公的年金所得に係る税金は、年金から引き落とされます（特別徴収）。

令和2年度の年税額中、4・6・8月は、前年度の年金所得に係る年税額の半額を3分割した金額を引き落とし（仮徴収）、10・12月、令和3年2月は、年税額から仮徴収した額を差し引いた額を引き落とします（本徴収）。公的年金の他に不動産などの所得があった人は、公的年金からの引き落としの他に、納付書または口座振替で納付をしてください。

令和2年4月1日現在で新たに65歳になったまたは前年度に税額変更などで公的年金からの引き落としが中止になった人は、6・8月は納付書で納付してください。10月以降は年金から引き落としとなります。

## 個人情報保護と情報公開の運用状況

問い合わせ 情報政策課 ☎(740)1141

令和元年度の個人情報保護条例の運用状況を下表の通り公表します。なお、不服申立の件数は2件で、処理件数については審議中が2件です。

	請求件数	処理状況						
		公開	部分公開	非公開	不存在	応答拒否	取下げ	情報提供等
個人情報保護条例(自己情報開示)	157	121	9	1	9	-	-	-
情報公開条例(公文書公開)	186	49	127	1	13	-	3	3

※年度をまたいだ処理により、請求件数と処理件数の合計は一致しないことがあります。

## 就学援助制度を拡充

問い合わせ 学務課 ☎(740)1256

これまでの就学援助制度では市立小・中学校の就学者が対象でしたが、今年度から全ての小・中学生が対象となります。

対象者には、案内を送付しました。所得案件に該当する人は申請してください。詳しくは、市ホームページか学務課へ。



## 新しい福祉医療費受給者証を送付

問い合わせ 医療助成・年金課 ☎(740)1108

7月1日(水)から福祉医療費受給者証（乳幼児等・子ども・高齢期移行・母子家庭等・障がい者）が新しくなります。引き続き受給資格がある人には新しい受給者証を6月下旬に送付。県内の医療機関で受診するときは新しい受給者証と健康保険証を窓口提示してください。所得制限超過で受給対象外となる人には資格喪失通知を送付します。

また、加入している健康保険や住所、氏名、扶養義務者などに変更があった場合は、医療助成・年金課へ。

【中程度の障がい者の医療費助成を拡充】

令和元年7月1日から3級身体障害者手帳かB1判定の療育手帳、2級精神障害者保健福祉手帳を持つ人で、所得制限内（非課税世帯で、本人と配偶者、扶養義務者の年金収入を加えた所得が80万円以下）の人は、入院医療費に加え、通院医療費も自己負担額の3分の1を助成します。

通院医療費の助成は、令和2年7月1日診療分から。診療月の翌月以降に申請してください。なお、70～74歳の人と後期高齢者医療制度加入者は、通院医療費の助成は対象外です。

## 子どもの安全を守る団体に助成

問い合わせ 県地域安全課 ☎078(362)3173

県地域安全課が、「子ども安全対策支援事業」として、地域で防犯に取り組む団体に助成します。申請について詳しくは県地域安全課へ。

【防犯講習会など開催経費補助】

不審者対応訓練や研修会などの開催に要する経費について2万円まで助成します。先着150団体。

【防犯グループ立ち上げ経費補助】

活動に必要な防犯活動用品などの購入費について1万円まで助成します。募集は先着20団体。

## 未申告者の申告を受け付けます

問い合わせ 国民健康保険課 ☎(740)1170

令和2年4月1日時点で、19歳以上の国民健康保険に加入者で、住民税の申告や所得税の確定申告をしていない人は、申告で保険税が軽減される場合があります。収入がなかった人で、申告がまだの人は6月30日(火)までに国民健康保険課へ。

## 緊急地震速報を放送

問い合わせ 危機管理課 ☎(740)1145

6月17日(水)午前10時ごろ、市内25カ所に設置している屋外スピーカーから気象庁の緊急地震速報が放送されます（中止する場合あり）。

気象庁が、Jアラート（全国瞬時警報システム）を通じて全国一斉に自動で配信します。放送内容が聞き取れない場合は、無料のテレホンガイド☎0120(367)889で確認できます。

### 納期限は6月30日(火)

#### 市・県民税〈第1期〉

納税通知書の発送は6月10日(水)です。課税に関する問い合わせは市民税課☎(740)1132、納付については市税収納課☎(740)1134へ。

また「Yahoo! 公金支払い」でクレジットカード納付ができます。詳しくは市税収納課へ。

### 6月28日(日)に市税・保険税(料)・保育料 休日納付相談窓口を開設

6月28日(日)午前9時～午後4時に、休日納付相談窓口を開設します。市役所1階の保険収納課☎(740)1177と介護保険課☎(740)1148、同2階の市税収納課☎(740)1134、同3階の幼児教育保育課☎(740)1175へ。